

内閣參質一九八第八七号

令和元年七月五日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

()

○

参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「法の支配」、「立憲主義」、「国民主権」及び「議院内閣制」については、それぞれ、先の答弁書（平成三十一年二月二十二日内閣参質一九八第一四号）でお答えしたとおりであるが、お尋ねについては、「法の支配、立憲主義との関係で」及び「国民主権を適切に全うし、議院内閣制を適切に運営していく観点において」の趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「論理的整合性」及び「法的安定性」については、それぞれ、先の答弁書（平成二十九年六月二十七日内閣参質一九三第一六五号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

